

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 3302号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<https://www.zck.or.jp/>



聖高原の樹氷とリフレクション (長野県麻績村)

### もくじ

随情 政活活活

想報 策動動動

吉田会長が「日本創生に向けた人口減少対策などを求める緊急提言」について要請活動…	(2)
鈴木副会長が「地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会(第2回)」に出席…	(3)
西本財政委員長が自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席…	(5)
テクノロジの進展に適応したレギュレーション環境の整備「アナログ規制見直しと地方創生」	
デジタル庁戦略・組織グループ 地方アナログ規制見直し促進班…	(6)
町村ご当地キャラしまん…	(10)
人・地域がつながり、元気を未来へつなぐまちー住み続けたいまちをめざしてー	
秋田県三種町長 田川 政幸…	(11)

### コラム

## 二地域居住の見方

明治大学農学部教授

小田切 徳美

「二地域居住」という言葉に出会う機会が増えている。

国土交通省の調査(2022年)によれば、こうした行動をとる者は、全国の18歳以上居住者の6.7%(推計701万人)を占める。そして、その目的(複数回答)は、「家族又は親族等と交流するため(介護を含む)」(36.2%)、「週末又は長期休暇に田舎や郊外など別の地域で暮らすため」(29.8%)、「趣味や娯楽活動を楽しむため」(22.4%)のほか、「テレワークのため」(11.2%)も見られる。

このように、二地域居住は予想より分厚く存在し、また多様である。調査では、二地域居住をしていない者の今後の意向も調べているが、27.9%が関心を持っている。条件次第では、二地域居住は急速に増える可能性があるだろう。

したがって、地方部の自治体はこのようないライフスタイルと向き合うことが必要になり始めている。さまざまな論点があるが、さしあたり次の2点を指摘したい。

第1に、二地域居住者と地域コミュニティの関係である。両者に連携がなければ、別荘地のように、居住者は農村景観や環境を消費し、「ゴミ問題等で地域に負荷をかける存在になってしまふ。しかし、適切なつながりができ

れば、農作業を含めて、担い手不足を補完し、さらに地域の内発的発展を誘発する重要な人材となりうる。一部の地域では、中間支援組織の介在により、若者の二地域居住希望者が地域課題の支援に向かい始めている。

第2に、現代では「都市と農村の分断」が進んでいる。グローバル化のなかで、企業活動からのみ国土を捉え、農村を不要とする「農村たまたみ」論が頻りに登場している。それに対して、都市と農村を往還する二地域居住者の一部は、両者を結び、共生に導く役割を果たしている。

それに関わり、二地域居住者の増大を意識して、各所で提案されている「ふるさと住民登録制度」の意義は大きい。二地域居住を含めた応援者(関係人口)が特定化されるからである。さらに現住所だけでなく、関わる特定の自治体に住民税の一部を納税するよう仕組みができれば、税の新しい地域再配分が行われることを意味する。制度設計には多くの論点はあるが、都市・農村共生の持続化を支える仕組みとなることも期待される。

このように、二地域居住をめぐる議論は、国土のなかで農村をどのように位置付けるのかという大きなテーマにつながる。今後のさらなる活発化を望みたい。

### 写真キャプション

聖高原は、千曲川と犀川の間にある聖山(標高1,447m)の山麓に広がる白樺林やカラマツ林に囲まれた落ち着いた雰囲気の高原。湖が点在する景色の美しい別荘地として知られ、冬場は樹氷や霧氷が見られるスポットとして有名である。「聖高原スキー場」には、樹氷の間を抜けるコースが整備され、「三峯山展望台」からは、善光寺平のパノラマが望める。

活動



地方六団体  
吉田会長が「日本創生に向けた  
人口減少対策などを求める緊急  
提言」について要請活動

吉田隆行会長（広島県坂町長）をはじめとする地方六団体代表は11月14日、伊東良孝地方創生担当大臣に対して「日本創生に向けた人口減少対策などを求める緊急提言」について要請活動を行った。



▲要請する吉田会長

はじめに、村井嘉浩全国知事会長（宮城県知事）が挨拶し、続いて、平井伸治全国知事会人口戦略対策本部長（鳥取県知事）が「内閣が再スタートを切ることになり、我々地方六団体で、しっかりとお支えしながら、日本創生の実現に向けて、歩みをともしてまいりたい」とし、社会減対策、東京一極集中をはじめとした対策や少子化問題にも切り込んでいく必要がある、特に、若者や女性を軸にした政策の再構成を断行することが大切であると述べた。

意見交換では、吉田会長から、「農山漁村は、食糧安全保障あるいは、国土保全やエネルギーの供給など、重要な役割を果たしているが、少子高齢化や人口減少に直面しており、その対策を早急に実施し、持続可能な地域づくりを進める必要がある」とし、「特に農山漁村は、新たな働

き方を必要とする場でもあり、若者や女性が生まれ育った地元に戻ってくるような魅力ある地域づくりが、少子化対策にもつながってくるものだと考えている」としたうえで、「人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるためにも、国全体としてこの問題に立ち向かい、これまでの成果と反省を生かした新たな地方創生による大胆な政策を実施することで、地方分散型の国づくりを強力に推進をしていただきたい」と述べた。

地方六団体の意見を受け、伊東大

臣から以下の発言があった。

・東京圏への一極集中は、なかなか強権的な手法を用いなければ改善することは難しいが、石破総理も何が何でも成果を上げて日本の活性化につなげていきたいという強い意向を持っているので、最大限その思いを叶えて成果を上げたいと思っている。

・地方六団体の皆さまには、総理のその思いをお伝えいただき、それぞれの地域が、小さくても可能性のある事業を行う、あるいは発展する可能性のある取組が行われている事例を育て、地方を盛り上げていただきたいと思っている。

・我々も一生懸命後押しをして、予算倍増という話も出ているので、予算面も含めて、産官学金労言の皆さま方の力もいただいで、ぜひ成果を上げていきたい。

・年内に新しい本部の概要を固め、その方針を示していきたいと考えている。本日の皆さまの声を参考にさせていただき、しっかりと受けとめ、地方の応援をさせていただきます。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zok.or.jp/>) をご覧ください。

## 活 動

## 全国町村会

鈴木副会長が  
「地域脱炭素に関する国と地方の  
意見交換会（第2回）」に出席

鈴木重男副会長（岩手県葛巻町長）をはじめとする地方三団体の代表は11月15日、政府が開催した「地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会（第2回）」に出席した。

政府からは浅尾慶一郎環境大臣、中田宏環境副大臣、小林史明環境副大臣、五十嵐清環境大臣政務官等、地方側からは鈴木副会長のほか、全国知事会の長崎幸太郎脱炭素・地球温暖化対策本部副本部長（山梨県知事）、全国市長会の高橋勝浩環境対策特別委員長（東京都稲城市長）が出席した。



▲挨拶する浅尾環境大臣

によりご議論いただいたてきた検討会のとりまとめについて報告をさせていただきました。皆さまから、ぜひ忌憚のないご意見をいただき、有意義な議論ができることを心より期待している」と挨拶があった。

続けて、中田副大臣、小林副大臣、五十嵐政務官から挨拶が行われた後、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」とりまとめ案について大森恵子地域脱炭素推進審議官より報告が行われた。

その後、意見交換では地方側から順次意見を述べ、鈴木副会長からは、はじめに「豊富な天然資源を有する農山漁村は再生エネルギーの宝庫であるため、政府においても農山漁村の持つポテンシャルを最大限活か

した取組を積極的に推進し、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じていただきたい」との発言があった。

次に、①「地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金」の交付要件の緩和や予算の大幅拡充等による、地域の特性に応じて脱炭素に取り組むすべての町村の支援、②人員、専門知識の不足や計画策定の負担に対する積極的な支援とさらなる負担軽減、③自治体と民間企業、金融機関等との連携に係る調整役としての国の役割、④安価なエネルギーを住民が享受できるなど地域に恩恵がもたらされる方向での取組の推進―等による自治体全体の底上げを求めた。

最後に、「自治体の取組を国の型にはめるのではなく、地域の実情に応じた取組、創意工夫を凝らした取組を最大限に尊重しながら地域脱炭素の取組を進めて欲しい」と述べ、



▲発言する鈴木副会長

開会にあたり浅尾大臣から、「地域脱炭素の取組は、単に脱炭素に留まらず、地域の特性に応じて再生エネルギーを活用し、各地域の主体が参画連携しながらさまざまな地域課題を解決するという、まさに地方創生に資するものである。地域の皆さまからの声を踏まえ、政府としても施策の具体化を図ってきたい。本日の意見交換会は、5月の意見交換会を踏まえ、これまで有識者

活 動



発言を締め括った。

地方側の発言を受け、浅尾大臣から、「地方のニーズに対応する人的支援について、しっかりと取り組んでいく。農山漁村のポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進していく」などの発言があった。

その後のフリーディスカッションにて、鈴木副会長は①再生可能エネルギーの活用がエネルギー消費量を大幅に上回っている市町村の『発電促進賦課金』の軽減など新たな仕組みの検討、②長い間の取組と実績も考慮した脱炭素先行地域の選定、③脱炭素に関するデータの公表を求めるとともに、「エネルギーのないところに企業が集積し、食料のないところに過密に人が住んでいる。エネルギーと食料についても少し国全体を合理的にさせていただくような取組をお願いしたい」と述べた。

意見交換終了後、浅尾大臣から、「地方三団体の皆さまと連携を取りながらより良い効果が出るようにやっていきたいと思うのでどうぞよろしく願います」と挨拶があり、閉会した。

～金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く～



地方公共団体金融機構(JFM)は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業(令和6年10月時点)

地方支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修(出前講座、宿泊型研修、入門研修等)を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債をご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※令和6年10月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。 >>>

<https://www.jfm.go.jp>



活 動



▲発言する西本財政委員長

はじめに、西本財政委員長は「物価高の継続や人手不足の深刻化等により、地域経済は厳しい状況にある」と述べたうえで、総合経済対策等の実施を通じて、地域経済の活性化に向けた取組を引き続き支援するよう求めた。

西本安博財政委員会委員長（奈良県安堵町長）は11月19日、自由民主党が開催した「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席した。懇談会では、地方六団体など自治関係団体からの令和7年度予算・税制・政策に関する要望聴取が行われた。西本財政委員長は、大規模災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、地方交付税等の一般財源総額の確保、町村税源の充実強化等、町村にとっての重要事項を要望した。

全国町村会  
西本財政委員長が自民党  
「予算・税制等に関する政策懇談会」  
に出席

また、今年も令和6年能登半島地震や相次ぐ記録的な豪雨等により、全国の広い範囲で甚大な被害が発生したことを踏まえ、一日も早い復旧・復興への支援とともに、国土強靱化、全国的な防災・減災対策への十分な財政措置を要望した。ことも・子育て政策の強化や地方創生、人口減少対策、激甚化する自然災害等の課題については、継続的に安定した自主財源の確保が不可欠だとしたうえで、令和7年度の地方交付税等一般財源総額について、物価高等による財政需要などをも的確に

反映し、確実に確保するよう求めた。令和7年度税制改正については、「固定資産税は、税財源が乏しい町村にとって、税収の52%を占める町村財政を支える極めて重要な基幹税である。国の経済対策等に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しについては断じて行わないようお願いする。また、個人住民税は『地域社会の会費』という性格であり、固定資産税とともに基幹的な税目である。今後とも安定的に確保できるようにお願いする」と述べた。

なお、「年収103万円の壁の見直し」や「トリガー条項の凍結解除」について、市町村の減収につながる見直しを行う場合は、町村財政に与える影響を慎重に見極めたうえで、財政運営に支障が生じぬよう対応することを求め発言を締め括った。 ※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧ください。



# テクノロジーの進展に適応した レギュレーション環境の整備 —アナログ規制見直しと地方創生—

## デジタル庁戦略・組織グループ 地方アナログ規制見直し促進班

### 1 アナログ規制とは

「アナログ規制」とお聞きになつてあまり馴染みがないと感じる方も多いのではないのでしょうか。「アナログ規制」とは、法律・条例等、我が国の社会制度やルールで規定されている、人の目による確認、現地調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とした規制のことで、デジタル実装を阻害する一因になっています。

具体的には、「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」、「往訪問覧・縦覧規制」の7項目を、国においては代表的なアナログ規制と整理し、加えてフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制についても、「アナログ規制」として取り上げています。地方公共団体では、加えて、申請等で「書面」や「対面」での対応を求める規制が多く存在していることが想定されます。

我が国では、急速な少子高齢化により、今後多くの産業・現場において人手不足がさらに進むと予想されており、デジタル化を通じて、人手不

足の解消や生産性の向上を図ることが必要です。さまざまな技術が次々に発展していますが、いくらテクノロジー（技術）が進展しても、それに適応したレギュレーション（規制）環境が整っていないければ社会のデジタル実装は実現されません。規制を所管する国や地方公共団体がアナログ規制を見直すことで、規定上いつでもデジタル技術が実装できる環境を整備していくことが重要です。

こうした観点から、国においては、2021年11月に「デジタル臨時行政調査会」が設置され、デジタル改革・規制改革・行政改革の共通指針として、デジタル社会の実現に向けた構造改革のため

の5つの原則（「デジタル原則」）が提示され、アナログ規制見直しを含む構造改革を進めていくこととされました。

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪問覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

▲代表的なアナログ規制である7項目

政 策

2 国の法令等に係るアナログ規制の見直しについて

国においては、2022年7月か

ら2年間を集中改革期間として、デジタル庁の強力なリーダーシップのもと、見直しに取り組みを進めました。約4万の法令等及び告示・通知通達を対象に、代表的な7項目のアナログ規制に該当するものの洗い出しを行い、約1万2千条項が該当することが判明しました。これらの条項の一つ一つに対して、デジタル原則に適合しているかどうかの点検を行い、法令等については2022年12月に見直しに向けた「工程表」<sup>(※1)</sup>を、告示・通知通達については2023年5月に「見直し方針」<sup>(※2)</sup>を策定

し、見直しを進めました。その結果、集中改革期間の終了時点（2024年9月10日公表）では、見直しが必要とされた条項8、164

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ 構造改革のためのデジタル原則		
第6層 業務改革 BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的な対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

は、アナログ規制見直しの取組と特に関連がある原則

▲構造改革のためのデジタル原則

地方公共団体においても、デジタル技術の活用を想定していなかった時代に、アナログ的な手法を前提に定められ、見直しがされてこなかった古い規制等が、数多く残っているのが実情です。地方公共団体における「アナログ規制」は、法令等ではなく条例等に基づき定められているものも多く、デジタル社会を実現するためには、国の取組だけでは十分です。特に、人口減少が町村をはじめとする地方で急速に進展する中で、限られた人的資源のもとでも、地域の社会機能を今後も維持・強化し、ひいては「地方創生」を実現していく観点からは、地方でこそデジタル技術を最大限に活用する必要があり、その前提として、アナログ規制の見直しは必要不可欠な取組です。しかしながら、デジタル庁が、

件のうち、7、835件（約96%）について、工程表等に沿った見直しを完了しています。

788の地方公共団体を対象に実施したアナログ規制の点検・見直しの取組状況の調査結果によれば、見直しの取組を「実施中」の地方公共団体は約11%にとどまり、特に、町村の取組は全団体の平均よりも遅れが見られています。

(1) 地方公共団体の見直しに取り組み意義と取組の現状

(2) 地方公共団体の見直し事例

ここで、見直しを行った先行団体の3つの事例を紹介します。

①産後ケア利用申請のオンライン化【福岡県古賀市】

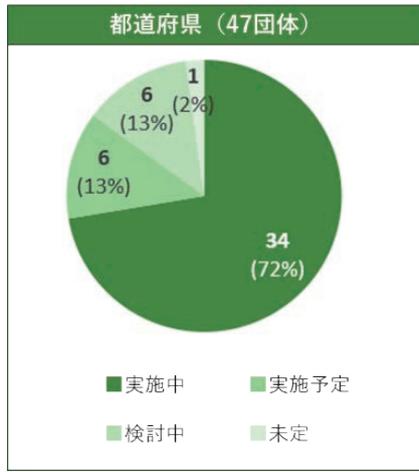
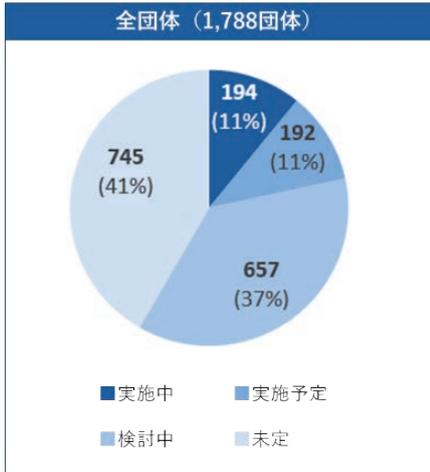
古賀市では、産後ケアの利用申請について、従来、要綱にオンライン申請に係る記載がなく、実質的に書面・対面での対応が必要となっていました。本要綱を見直し、スマホで撮影した母子手帳の画像添付でも申請可能となりました。

これにより、心身の状態が回復していない産婦の窓口訪問に伴う負担軽減が実現し、見直し後は、ほぼ全ての申請でオンライン申請が利用されています。

②補助金に係るヒアリング等のオンライン化【大分県】

3 地方公共団体におけるアナログ規制の見直しについて

政 策



▲地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの取組状況調査（2024年4月30日現在）

大分県では、商工会等に対する補助金申請時のヒアリングについて、県庁等への訪問による対面での対応を求めている要領を見直してオンラインヒアリングが可能となり、商工会等の負担軽減が実現されました。

③ミルクボランティア研修のオンライン受講【福岡県福岡市】

福岡市では、哺乳が必要な子犬・子猫を一時的に預かり育てるミルクボランティアの登録時の研修について、参集・対面での受講を求めていた運用を見直し、オンライン動画受講を導入しました。

いずれの事例も、高度なデジタル技術の活用を念頭においたものではなく、日常的に活用されているデジタルツールの活用を不合理に阻んでいた規制を、行政のほんの少しの工夫で見直し、市民や事業者の利便性・生産性の向上を実現しているという意味で、多くの地方公共団体に

とって参考となる事例ではないでしょうか。

**4 地方公共団体に対する国の取組支援**

(1) 全団体対象の一般的な支援

デジタル庁では、地方公共団体のアナログ規制見直しの取組を促進していくため、さまざまな支援メニューを提供しています。

まず、デジタル庁では、アナログ規制の見直しに取り組む際の地方公共団体職員向けのマニュアル<sup>(※3)</sup>を作成しています。このマニュアルでは、国の法令等の点検・見直しの考え方や手法、先行団体の事例を紹介するとともに、地方公共団体がアナログ規制の点検・見直しに取り組むに当たり、適当と考えられる推進体制や作業手順の例を掲載しています。基本的な内容から記載しており、アナログ規制見直しの取組をどこから始めたらいいか迷っている団体におかれては、取組の全体像を把握するうえでも非常に始めやすいスタートラインであると思いますので、ぜひ一読ください。

また、現時点で、全国の地方公共団体における改正事例が少ない

ことなどを踏まえ、2024年度には、規制の見直しを実際に行う改正実務の参考となるよう、改正用例集などの情報をデジタル庁として整理し、2024年度中に地方公共団体に共有していきたいと考えております。

さらに、地方公共団体向けの情報提供も積極的に行っています。地方公共団体と政府機関の職員が誰でも利用可能なビジネスチャットツール「SaaS」を活用した「共創プラットフォーム」やメール等を通じて、日々全国の地方公共団体職員からいただく質問等に対し、可能な限り具体的に回答するなど、双方向のコミュニケーションを図っております。前者の共創プラットフォームは、地方公共団体職員であれば誰でも参加できるプラットフォームフォームですので、ぜひ積極的にご参加ください<sup>(※4)</sup>。また、説明会の実施や、取組の全体像を解説した基礎資料を含め、地方公共団体向けの情報をデジタル庁HP<sup>(※5)</sup>において一元的に整理のうえ、発信していますのでぜひご覧ください。

政 策

② 地方公共団体向け支援の強化

ー 個別型支援の開始ー

先述のように、国の法令等に係る見直しに一定の目的が立った中で、デジタル庁としては、今後は、国の取組を通じて得られた知見を地方公共団体向けに還元していくことを含めて、地方公共団体向けの取組支援を強化してまいります。

具体的には、(1)で紹介した従来からの取組支援について、説明会の積極的な実施<sup>(※6)</sup>などをはじめ、これまで以上に提供することに加え、2024年度から、「個別型支援」を開始することとしました。「個別型支援」では、デジタル庁からの公募に応じた地方公共団体を対象に、担当のデジタル庁職員を設定のうえ、個別の課題・事情に応じたきめ細かい支援を行います。必要に応じて現地訪問も行いながら、個別の説明会、勉強会、継続的かつ密接な相談・支援体制の構築などを通じて、各地方公共団体の取組を進めるお手伝いをさせていただきます。詳細は、別途全地方公共団体に11月15日に通知したデジタル庁からの募集要項等（デジタル庁HPにも掲

載<sup>(※7)</sup>）をご覧くださいただけだと思いますが、近々アナログ規制の見直しの取組を始めようと検討している団体や、まさに取組を開始したばかりで課題等が多い、という団体を中心に、積極的にご活用いただければ幸いです。なお、公募期間を過ぎても、随時対象団体を受け付けてまいりますので、ご関心のある団体におかれては、まずはデジタル庁にご連絡ください。

5 おわりに

「アナログ規制」の見直しについては、地方公共団体ごとに個別の課題や事情があり、一筋縄ではいかない場合もあります。デジタル庁としては前向きに見直しを行おうとする地方公共団体を最大限支援することで、デジタル規制改革の側面から地方創生を強力に後押ししていきたいと考えています。

地方公共団体の支援を担当する我々「地方アナログ規制見直し促進班」は多くのメンバーが地方公共団体出身職員又は地方公共団体勤務経験のある職員というデジタル庁の中でも特徴的な人員構成となっ

ています。デジタル庁としては、こうした人的多様性を最大限生かしながら、地方公共団体の実務や地方固有の課題等に可能な限り寄り添った支援をまいりますので、アナログ規制の見直しを進める、あるいは取組開始を検討するうえで、少しでも疑問・懸念がございましたら、お気軽に後述の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※1 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し」に係る「掲載表」(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref/resources/34a225ed-03be-4408-b00d-19b88a5a2543/1c54acda/20230621\_policies\_digital-extraordinary-administrative-research-committee-itinerary\_01.pdf)

※2 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制



(通知・通達等)の見直し方針」(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref/resources/34a225ed-03be-4408-b00d-19b88a5a2543/9d99ab96/20230613\_policies\_digital-extraordinary-administrative-research-committee-list\_14.pdf)

※3 「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】」(https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/manual-analog-regulation-review)

※4 デジタル改革共創プラットフォームへの参加登録方法 (https://www.digital.go.jp/get-involved/co-creation-platform/register)

※5 「デジタル」(地方公共団体)のデジタル規制の見直し「取組」(https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/local-government)

※6 オンライン説明会日程(予定)  
令和6年12月18日、令和7年1月16日、1月28日、2月10日、2月21日、3月4日

※7 地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに対する個別型支援事業  
https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/local-government/analog-regulation-customized-support

お問い合わせ先  
デジタル庁戦略・組織グループ  
地方アナログ規制見直し促進班  
メール: rincho-local@digital.go.jp

# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.157

中ブロック

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。



立科町の特産品や自然をアピールするためのキャラクターとロゴを一般公募し、全国各地から約700点もの応募作品の中から選ばれ、2011年12月16日に誕生したのが、「しいなちゃん」です。翌年4月に着ぐるみがお披露目されてからは、町のマスケットキャラクタ―として活動を開始。自然豊かな立科町の木々の黄緑を表した帽子には町章が描かれ、町花・すずらんのポンポンがついています。真っ赤でつやつやピカピカの耳あては、町特産品のりんごを模して、水色の髪の毛は、清らかな川や湧水の流れやしずくを表現。町木・白樺風のワンピースのポケットからは、蓼科牛が顔を出していて、緑の靴は大地の恵みを象徴しています。全身で立科町の魅力をアピールしている「しいなちゃん」。これからも、多くの人々に立科町の良さを知ってもらうため、活動を続けます。

しいなちゃん

立科町マスケットキャラクター



12月16日生まれの元気いっぱいの子。年齢はひ・み・つ。誰とでもお友だちになるのが得意。特技はスキー。夏の暑さはちょっと苦手。大好きなおにぎりやりんご、立科のお肉、すずらんの花が大好き。趣味はお散歩。

長野県立科町



飯島町イメージキャラクター

いいちゃん

長野県飯島町



飯島町は、長野県の南部、東に南アルプス、西に中央アルプスを望む位置にあります。2011年、飯島町役場の新庁舎完成に合わせて誕生した町のイメージキャラクターが「いいちゃん」です。町名の頭文字「い」をモチーフに、背中の2つの山型はアルプスに抱かれた街を明るく楽しく表現しています。そして、被っている陣笠は飯島陣屋等の歴史を、抱えた花はアルストロメリアをはじめとした花き栽培が盛んであることを表しています。得意の「飯島音頭」を踊る時は、着脱式の2つのアルプスの代わりに法被を着た「ダンシングいいちゃん」に変身するのだとか。普段は山の高いところから、地域の安全を見守っていますが、時々人里に下りてきて、町のさまざまなイベントに参加し、地域活性化のため活躍している「いいちゃん」です。



山の妖精。アルプス並みの雄大な心を持った永遠の11歳。特技はおいしい越百の水をつくること、歴史を研究すること。人里を下りてくるときは、みんなと握手できるようにと2mほどの身長だが、本当は3000m以上ある。

ぼくとん君

川辺町オリジナルキャラクター



2000年2月17日生まれのボートの妖精。ボート王国で偶然生まれた想定(漕艇)外のナイスガイ。身長215cm。好きなものは、川辺町・清流・自然・笑顔。ボート元氣やる気い番、好きな言葉は「ありがごとく」。

岐阜県川辺町



2000年に川辺町が全国高等学校総合体育大会のボート競技会場になったことを記念して、町のオリジナルキャラクターのデザインを公募しました。県内外から寄せられた51点の応募作品の中から審査の結果、「橋の上から見たボートの姿をアメンボに重ねて描いた」という、当時の川辺東小学校の児童が応募したデザインが採用となりました。町内の看板や遊具に使われる等、長年イラストのみの活用でしたが、2024年、全日本中学選手権競漕大会が川辺町で開催されるのを機に、着ぐるみを作成。以降、「かわべ清流レガッタ」等、川辺町が関わっているボートの大会に登場しています。「ボート王国かわべ」の象徴として誕生した「ぼくとん君」。今後は、川辺町の知名度アップ等でも活躍が期待されます。

次回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

随 想

り、メロン等の栽培にも力を入れて  
 おります。観光面では、日本の快水  
 浴場100選にも選ばれている釜谷  
 浜海水浴場、近くに砂丘温泉のゆめ  
 ろんがあり、森岳温泉を中心とした  
 石倉山公園、またイベント関係では、  
 国内でも珍しい砂の彫刻を制作展示  
 するサンドクラフト、森岳温泉夏祭  
 り等が町を代表するイベントとして  
 定着しております。また、伝統芸能  
 として地域に受け継がれる森岳農村  
 歌舞伎・中館番楽・志戸橋番楽が今

持のために多額の助成金が必要で  
 あり、大きな課題となっておりまし  
 た。高齢者の方々が車を持たない住  
 民にとっては大変不便な状況であ  
 り、人口減少による地元商店の廃業  
 や医療機関への移動等、日常生活の  
 不安を解消するためにも喫緊の課  
 題として着手しました。合併前3町  
 の小学校区を一つの地区として8  
 地区8路線、そして町の主要施設  
 や病院・スーパー等を巡回する2路  
 線をそれぞれの地域住民による共

なったところであり、事業維持  
 のためドライバー確保や互いの地  
 域の乗り継ぎ等、定期的な会議を  
 開催し情報交換や対応の協議を重  
 ね、より利便性を高めようと努めて  
 いるところであり、スポーツ少年団  
 への練習参加の利用や令和6年の  
 衆議院総選挙からは期日前投票所  
 への利用について無料運行を始め  
 ました。地域の見守り機能も果たす  
 などその役割は大きくなってきて  
 おり、今後は高齢者の免許返納増も

予想されることから事業継続に向  
 け共助団体との連携を深めて参り  
 ます。  
 また、少子化については中心施設  
 となる子育て交流センター「みつ  
 しゅ」を令和4年に開設しました。  
 開設に合わせ、これまで分かれてい  
 た保健係の母子部門と子育て支援係  
 を統合し、子育て世代支援係として  
 こどもが生まれる前から育児まで、  
 子育てに関するワンストップ対応と  
 こどもの遊び場を整備することによ  
 り、親世代同士の交流や子育ての悩  
 みを気軽に相談できる環境が整いま  
 した。開設から2年が経過し、多く  
 の利用者から子育てに関する相談や  
 悩みが寄せられております。貴重な  
 意見をしっかりと受け止め、安心し  
 て子育てができるよう施策に反映し  
 充実させて参ります。  
 人口減少や少子化を食い止める  
 ことは大変困難ではありますが、現在  
 建設中の統合中学校をはじめ教育  
 環境の充実と並行して住環境の整  
 備などの暮らしやすい環境を整え  
 ることによって働く世代が希望を  
 持って町に残り、人と地域がなが  
 り、未来へとつながる町を創造でき  
 るよう、魅力あるまちづくりに粘り  
 強く取り組んで参りたいと考えて  
 おります。



秋田県三種町長 田川 政幸

人・地域がつながり、元気を未来へつなぐまち  
 —住み続けたいまちをめざして—

秋田県の北西部に位置する三種町  
 は、平成18年に琴丘町・山本町・八  
 竜町の3町が合併し誕生した町で、  
 北は能代市その奥に世界遺産白神山  
 地を望み、南は男鹿半島・八郎潟、  
 西は日本海に面した人口約14、0  
 00人、面積約250平方キロメー  
 トル、田園風景と里山が広がる自然  
 豊かな町です。  
 コメ生産が主体の農業の町です  
 が、特産品として国内でも有数の生  
 産量を誇るじゅんさいが有名であ

も地域の方々が伝承に力を入れてお  
 り、さまざまな機会で披露されてお  
 ります。  
 現在、平成30年の町長就任から丸  
 6年、2期目の折り返しを過ぎたと  
 ころです。就任してまず先に取り組  
 んだことは、地域公共交通の再編事  
 業であります。当時は、民間バス事  
 業者による路線バスが運行してお  
 りましたが、車社会の普及により利  
 用者が減少し、路線の縮小や運行本  
 数の減少、路線の廃止が進み路線維

助団体を組織し運行を担う「ふれあ  
 いバス・巡回バス」事業を令和元年  
 10月にスタートし町内における交  
 通空白地を解消することができま  
 した。住民が自分たちが住む地域に  
 必要な暮らしの足を確保するため  
 と認識し、この事業に対するご理解  
 とご協力により、実現できたものと  
 感謝しているところであります。令  
 和4年にはこの事業に対し国土交  
 通大臣表彰を頂き、町はもとより共  
 助団体にとりましても大変励みと

助団体を組織し運行を担う「ふれあ  
 いバス・巡回バス」事業を令和元年  
 10月にスタートし町内における交  
 通空白地を解消することができま  
 した。住民が自分たちが住む地域に  
 必要な暮らしの足を確保するため  
 と認識し、この事業に対するご理解  
 とご協力により、実現できたものと  
 感謝しているところであります。令  
 和4年にはこの事業に対し国土交  
 通大臣表彰を頂き、町はもとより共  
 助団体にとりましても大変励みと

# 町村等の職員さんなら、保険に加入しよう!



各保険の詳しい情報は以下の二次元コードから!!

ご加入のご検討に際しましては、パンフレット等にて必ず詳細をご確認ください。

任意共済\*の加入申込みは **毎年 10月・3月**です

\*任意生命保険[団体定期保険]・任意医療保険[総合医療保険(団体型)]・任意収入補償保険



年金共済の加入申込みは **毎年 12月・3月**です

(拠出型企業年金保険)

全国町村会・都道府県町村会